資料２

○日高市地域福祉計画策定等委員会設置要綱

平成20年８月12日告示第263号

改正

平成28年３月30日告示第73号

平成29年２月８日告示第22号

平成31年３月13日告示第40号

日高市地域福祉計画策定等委員会設置要綱

（設置）

第１条　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく日高市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び進行管理を行うとともに、同法第55条の２第６項の規定による社会福祉充実計画に係る意見聴取を行うため、日高市地域福祉計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　計画に関する調査及び研究並びに計画案又は計画変更案の作成に関すること。

（２）　計画の進行状況の確認に関すること。

（３）　社会福祉充実計画に係る意見聴取に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、計画に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員８人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　市民

（２）　関係団体を代表する者

（３）　社会福祉、保健又は医療に関係する者

（４）　知識経験を有する者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、福祉子ども部生活福祉課において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年３月30日告示第73号）

この告示は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年２月８日告示第22号）

この告示は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月13日告示第40号）

この告示は、平成31年４月１日から施行する。